

山梨県公報

第二千三百四号

平成二十五年

三月七日

木曜日

目次

告示

山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱の一部を改正する告示……………一五一
 家畜改良増殖法に基づく臨時種畜検査の実施……………一五一
 家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………一五一
 県営土地改良事業計画の決定(二件)……………一五三
 道路の供用開始(二件)……………一五四
 都市計画の変更(二件)……………一五四
 公 告
 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一五五
 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十件)……………一五五
 環境影響評価書の縦覧(二件)……………一五八
 人事委員会
 第八十一回(平成二十五年年度)山梨県警察官A採用試験の実施について……………一五九

告示

山梨県告示第六十五号

山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱の一部を改正する告示

山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱(昭和六十年山梨県告示第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第十条」を「第九条」に改める。

別表第二十一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条第四項の改正規定 公布の日
- 二 別表第二十一号の改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。) 平成二十六年四月一日

山梨県告示第六十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

平成二十五年三月七日

- 一 検査の期日 平成二十五年三月二十七日
- 二 検査の場所 中央市乙黒九百六十三番地一 山梨県畜産試験場
- 三 検査の対象となる家畜の種類 豚

山梨県告示第六十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため	北杜市	一次のいづれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	1 ブルセラ病検査 1 凝集反応検査(急速凝集反応法) 2 酵素免疫測定法による検査 3 補体結合反応検査 4 その他必要な検査 1 結核病検査 2 ツベルクリン検査

<p>馬伝染性貧血の発生予防のため</p>	<p>牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>中央市、南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡（富士河口湖町の区域に限る）</p>
<p>県内全域</p>	<p>県内全域</p>	<p>管する家畜保健衛生所長が指定するもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 2に掲げる牛と同 一 施設内で飼育している牛 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの 5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>
<p>同</p>	<p>同</p>	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。</p>
<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査</p>	<p>一 酵素免疫測定法 二 ウエスタンブロット法による検査 三 免疫組織科学的検査</p>	<p>実施区域内で飼育している生後百八十日以上馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所</p>

<p>アカバネ病、チユウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため</p>	<p>腐蛆病の発生予防のため</p>	<p>家きんサルモネラ感染症の発生予防のため</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため</p>
<p>県内全域</p>	<p>県内全域</p>	<p>県内全域</p>	<p>県内全域</p>
<p>実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの</p>	<p>実施区域内で反復利用可能な蜂房を利用して飼育している蜜蜂</p>	<p>実施区域内で飼育している種鶏</p>	<p>長の指定するもの 実施区域内で百羽以上の家きん（鶏、あひる、うずら、ぎじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下この項において同じ。）を飼育している農場又は十羽以上のだちようを飼育している農場で飼育されている家きんで、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの</p>
<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
<p>一 中和反応検査 二 臨床検査</p>	<p>一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査</p>	<p>凝集反応検査（急速凝集反応法）</p>	<p>一 酵素免疫測定法 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 ウィルスの学的検査 四 その他必要な検査</p>

山梨県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営

土地改良事業（小菅地区 農地環境整備事業）の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
 なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 縦覧書類
 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
 平成二十五年三月八日から同年四月五日まで
- 三 縦覧場所
 小菅村役場
- 四 異議申立期間
 平成二十五年四月六日から同年四月二十日まで

山梨県告示第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（道志地区 農村災害対策整備事業）の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
 なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 縦覧書類
 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
 平成二十五年三月八日から同年四月五日まで
- 三 縦覧場所
 道志村役場
- 四 異議申立期間
 平成二十五年四月六日から同年四月二十日まで

山梨県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	葦崎南アルプス中央線	南アルプス市飯野新田字四ノ水門一三四三番の一地先から南アルプス市飯野新田字四ノ水門一三三三番の一地先まで	三三・〇	平成二十五年三月八日

山梨県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲斐芦安線	南アルプス市芦安通字ジャレ五八番の一地先から南アルプス市芦安通字ジャレ六四番の一地先まで	四九・〇	平成二十五年三月八日

山梨県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用

する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府及び韮崎都市計画道路の変更

(三・四・百六号 甲府外郭環状道路北区間)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府及び笛吹川都市計画道路の変更

(三・四・百七号 甲府外郭環状道路東区間)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十五年二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 N P 法人山梨マルシェ

2 代表者の氏名 折笠 源章

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上石田四丁目五番三号

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県に住む人々と山梨県にさまざまな形で関わりのある人々に対して、商業活性化や情報発信等の事業を行い、街の集客力・来街機能を高め街の活性化に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年二月二十八日から同年四月二十七日まで

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十五年二月四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 田中板金工業

2 主たる営業所の所在地 甲府市幸町十六番十号

3 相続人の氏名 田中晃幸

三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第二〇〇一号

四 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十五年一月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十五年二月四日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社トップ工業
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市松山千二百三十九番地七
 - 3 代表者の氏名 羽田秀二
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般一九)第九一八三号
- 四 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 保坂建築
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市東花輪五百二番地
 - 3 代表者の氏名 保坂一弘
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般二二)第八三三〇号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年二月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社朝日電設工事
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市朝日馬場百九十八番地

- 3 代表者の氏名 渡邊信子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般二四)第三三三九号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年二月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年二月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ホームライフアキ・ジ
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市江原千五百七十三番地十二
 - 3 代表者の氏名 秋山京子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般二二)第九一〇八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年一月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年二月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大森建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町小室二千五百八十七番地
 - 3 破産管財人の氏名 堀内寿人
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般二四)第一六二九号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、

屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十五年二月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年二月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社望月工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町唐柏五百六番地三
 - 3 代表者の氏名 望月恒男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第六三八九号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年二月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年二月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 新建興業
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町下黒沢二千三百二十番地
 - 3 代表者の氏名 石水建治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第八五八八号

四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十五年二月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年二月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社三合
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市大月一丁目十九番八号
 - 3 代表者の氏名 井上良子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 二二）第八二七号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年一月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年三月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年二月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 佐藤工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市西八幡三千七百六十番地一
 - 3 代表者の氏名 佐藤義興
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第五〇七一号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内

装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となった事実 平成二十五年二月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 環境影響評価書の縦覧

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十一条第二項及び第二十五条第二項の規定により環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十七条の規定により次のとおり公告し、当該評価書、これを要約した書類及び同法第二十四条の書面を縦覧に供する。
平成二十五年三月七日

一 都市計画決定権者の名称

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

1 名称 都市計画道路甲府外郭環状道路北区分間

2 種類 一般国道の改築

3 規模 道路延長約十五キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

甲府市及び甲斐市（縦覧に供される図書に明示する部分に限る。）

四 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市及び笛吹市

五 縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 山梨県中北建設事務所都市整備課

甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 山梨県峡東建設事務所都市計画・建築課

甲府市宝二丁目八番十九号 甲府市都市計画課

韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市建設課

南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市都市計画課

甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市都市計画課

笛吹市春日居町寺本百三十六番地 笛吹市まちづくり整備課

甲府市緑ヶ丘二丁目十番一号 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所

甲府市丸の内一丁目八番十七号 山梨県県民情報センター

2 期間及び時間

この公告の日から平成二十五年四月八日までの日のうち日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）に規定する休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

● 環境影響評価書の縦覧

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十一条第二項及び第二十五条第二項の規定により環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十七条の規定により次のとおり公告し、当該評価書、これを要約した書類及び同法第二十四条の書面を縦覧に供する。
平成二十五年三月七日

一 都市計画決定権者の名称

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

1 名称 都市計画道路甲府外郭環状道路東区分間

2 種類 一般国道の改築

3 規模 道路延長約九キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

甲府市及び笛吹市（縦覧に供される図書に明示する部分に限る。）

四 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

甲府市及び笛吹市

五 縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 山梨県中北建設事務所都市整備課

甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 山梨県峡東建設事務所都市計画・建築課

甲府市宝二丁目八番十九号 甲府市都市計画課

笛吹市春日居町寺本百三十六番地 笛吹市まちづくり整備課

甲府市緑ヶ丘一丁目十番一号 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所

甲府市丸の内一丁目八番十七号 山梨県県民情報センター

2 期間及び時間

この公告の日から平成二十五年四月八日までの日のうち日曜日及び土曜日並びに

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）に規定する休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

人事委員会

● 第八十一回（平成二十五年年度）山梨県警察官A採用試験の実施について
第八十一回（平成二十五年年度）山梨県警察官A採用試験を次のとおり実施する。
平成二十五年三月七日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分	採用予定人員	職務内容
警察官 A	男性	47名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
	女性	4名程度	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	区分	年齢及び性別	学歴	勤務開始日
警察官 A	男性	昭和58年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成26年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	原則として、平成26年4月1日 既卒者で、勤務可能な者は、平成25年10月1日に採用する場合もある。
	女性	昭和58年4月2日以後に生まれた女性		

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構(旧学位授与機構を含む。)から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。)した者又は卒業見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者(次のいずれかに該当する者)

- ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 平成25年3月18日(月)

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所・送付先	受付期間	受付時間等
持参	山梨県内各警察署	平成25年3月18日(月)から平成25年4月16日(火)まで (土曜日、日曜日を含む。)	午前8時30分から午後5時15分まで
		平成25年3月18日(月)から平成25年4月16日(火)まで (土曜日、日曜日を除く。)	
郵送	山梨県警察本部警務課	平成25年3月18日(月)から平成25年4月16日(火)まで	平成25年4月16日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。
インターネット		平成25年3月18日(月)から平成25年4月9日(火)まで	平成25年4月9日(火)の午後5時15分までに受信したものに限り。 〔期間中常時受付〕

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成25年5月12日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表するとともに、受験票に明記して受験者に通知する。)
第2次試験	平成25年5月25日(土)	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
	平成25年5月26日(日)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
第3次試験	平成25年6月24日(月)～6月25日(火) のうち指定する1日	社会保険山梨病院 (甲府市朝日三丁目8-31)
	平成25年7月8日(月)～7月9日(火) のうち指定する1日	山梨県職員研修所

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内容	
第1次試験	教養試験	40点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈 【試験時間】150分	
	資格加点	武道	5点	警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う (別掲1)。
		英語	5点	
第2次試験	身体検査 (1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて検査を行う (検査項目別掲2)。	
	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について実地試験を行う。 ・文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要 項に基づき実施する。 【試験項目】握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、 20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ・公益財団法人日本体育協会が定める運動適性テスト実施要 項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて実施する。 【試験項目】腕立伏臥腕屈伸	
	人物試験Ⅱ	20点	社会性、積極性、表現力等について集団面接を行う。	
第3次試験	第1次試験日に実施			
	論文試験	20点	理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。 【試験時間】90分	
	第2次試験日に実施			
	人物試験Ⅰ	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて検査を行う。	
	人物試験Ⅱ	50点	社会性、積極性、表現力について個別面接を行う。	
身体検査 (2回目)	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う(検査項目別掲2)。		
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。		

- (1) 論文試験は第1次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
なお、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験Ⅰは第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

第1次試験合格者発表 平成25年5月17日(金)
 第2次試験合格者発表 平成25年6月7日(金)
 最終合格者発表 平成25年7月26日(金)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒の場合約210,600円(平成25年4月1日現在)である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 詳細は、「平成25年度山梨県警察官A採用試験(第1回)案内」による。

別掲1 資格加点

(1) 加点の対象となる資格等

職種	区分	加点対象資格等
警察官A(男性)	武道	①柔道 2段以上(公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上(一般財団法人全日本剣道連盟認定)
	警察官A(女性)	英語

(2) 加点の方法

武道及び英語のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の該当資格等について、それを証明する書類(原本及び写し)により確認のうえ、第1次試験得点に一律に加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時まで取得済みの者に限り、第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できないものについては加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加対象資格等	確認書類 (原本及び原本の写し)
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	一般財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	公益財団法人日本英語検定協会が発行する実用英語技能検定合格証書又は合格証明書等
	TOEIC	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が発行するTOEIC公式認定証等
	TOEFL	国際教育交換協議会 (CIEE) 日本代表部が発行するExaminee Score Report等
	国際連合公用語英語検定	国連英語試験センターが発行する国際連合公用語英語検定認定証又は合格証明書等

別掲2 身体検査項目

検査項目	合格基準	
	警察官 A (男性)	警察官 A (女性)
(1回目) 身体検査 身長 体重 胸囲 関節及び五指の運動	160cm以上であること。 47kg以上であること。 78cm以上であること。 職務遂行上支障がないこと。	150cm以上であること。 43kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。
(2回目) 身体検査	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。
	色覚	職務遂行上支障がないこと。
	聴力	正常であること。
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。